

芦別市子ども・子育て会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、芦別市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の通知）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（会議の公開等）

第3条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため必要であると認めるときは、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

（会議録）

第4条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員
- (3) 議事とした案件及び当該案件に係る委員等の発言内容
- (4) その他必要な事項

2 会議録及び配布資料は、公開とする。ただし、会長は、公開とすることにより公平かつ円滑な審議等に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（準用）

第5条 第2条から前条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規程中「会議」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年 1月29日から施行する。